

沖縄総合事務局開発建設部 川上泰司様・富田幸晴様

「平成 15 年度 中城湾港泡瀬地区環境監視調査 リュウキュウズタ（新称）確認調査 ウミヒルモ類再確認調査 希少甲殻類・新種貝類等確認調査 報告書、平成 15 年 9 月、内閣府沖縄総合事務局開発建設部」における「第 2 章 希少甲殻類・新種貝類等確認調査報告」についての検討意見

2003 年 11 月 6 日

泡瀬干潟生物多様性研究会代表 山下博由

上記の調査報告について、泡瀬干潟生物多様性研究会の検討意見を御報告致します。沖縄総合事務局と関係各委員会での御検討を希望するものです。

### 1. 調査全体について

沖縄総合事務局（以下、総合事務局）の「希少甲殻類・新種貝類等確認調査」（以下、事業者調査）は非常に精度の高い調査であり、生物学的な新知見や重要な知見も含まれており、高く評価される。

### 2. オキナワヤワラガニの調査結果と対応策について

事業者調査によって、比屋根湿地近傍の調査域から 25 個体が確認されたことは、この区域がオキナワヤワラガニの良好かつ重要な生息地であることを示唆するものである。模式産地の安波川では、「生息個体数はかなり少ない（レッドデータおきなわ）」とされており、このことからも泡瀬の個体群の重要性は高いと指摘される。

オキナワヤワラガニは現在のところ、沖縄固有種であり、かつ生息が極めた限定されているため、泡瀬の個体群の保護の必要性は極めて高いと指摘される。また「レッドデータおきなわ」に希少種として登載されている種であり、県は一定の保護責任を負うものと指摘される。

泡瀬におけるオキナワヤワラガニの生息地は、人工島建設計画地の後背地にあたり、人工島が建設されれば自然条件（海況・底質等）が大きく変化すると考えられる。また、人工島と陸域の護岸の建設・改造成は、より直接的に現生息環境へ影響を及ぼすと考えられる。このように、現工事計画がオキナワヤワラガニの生息に負荷をもたらすこと

は明白に予測されるため、工事計画自体の再検討が必要だと指摘される。

総合事務局は「モニタリング行ない、生息状況に変化が生じていることが確認された場合、改善策を講じることとする」と対応策を示している、上記に論じたように現工事計画では「生息状況に変化が生じること」が明らかに予測されるため、現時点で既に「改善策を講じること」が必要であると指摘される。すなわち、生息地周辺の工事計画自体の再検討が必要だと指摘される。

### 3. ニライカナイゴウナの調査結果と対応策について

事業者調査によって、埋立計画地東部周辺から、多くのニライカナイゴウナの生息が確認されたことは、この海域が本種の良好かつ重要な生息地であることを指摘するものである。

本種がソメワケグリ以外の二枚貝、リュウキュウバカガイ・ハートガイ・チリメンカノコアサリ・ハスメヨシガイ・サラサガイにも寄生することが事業者調査によって確認されたことは、生物学的に重要な発見であると高く評価される。

事業者見解の「ニライカナイゴウナは、二枚貝類への寄生生活をすることから生態学的な特異性とともに貝類の系統分類学上重要な特徴を持っているものと理解される」という見解の正当性を支持し、「貴重種・重要種に相当する種と同等の扱いをする」という見解を支持する。

事業者調査によれば、ニライカナイゴウナの生息環境は「水深 0.8 ~ 4.5m の海草藻場の周辺部やパッチ状にウミヒルモ等の小型海草が生育する砂地」「低潮帯から水深 5 m 前後の比較的きれいな細砂域」である。低潮帯以深に生息すること、底質環境については当研究会の調査結果と一致する。本種のこのような生息条件は、泡瀬海域において、1. 干潟のみならず潮下帯も保全すべき生態系であること、2. 海草藻場周辺部や海草疎生域も保全すべき生態系であること、を示唆するものである。今後の泡瀬海域の保全議論においても参考とされたい。

事業者調査によれば、ニライカナイゴウナは「寄生種となるソメワケグリ等の二枚貝類の分布する範囲より狭く、生息条件が限られていることが伺われた」とされている。これは当研究会の調査結果と一致する。当研究会の調査ではソメワケグリは泡瀬干潟の中潮帯中部以深全体に広く分布しているが、ニライカナイゴウナは埋立計画地東部の

ごく限られた範囲でしか確認できなかった。これらの調査結果から、ニライカナイゴウナの個体群の成立は複雑な条件によって規定され「生息条件が限られている」と考えられる。よって埋立計画地東部の「まとまりのある個体群」の生息地は非常に重要かつ貴重であると指摘される。

事業者調査によって確認されたニライカナイゴウナの生息地は、埋立計画地東部の護岸・航路計画地に極めて近接しており、埋立工事が個体群の存続に負荷を及ぼすことは不可避であることが明確に予測される。したがって、事業者が示した対応策、(水質調査・生息調査・底質粒度組成等の調査)では不充分であり、個体群・生息地の保全のためには工事計画の見直しが必要であると指摘される。

事業者調査によって、津堅島西岸からニライカナイゴウナが発見されたことは、生物学的に重要である。これは泡瀬海域全体の生態系の貴重性を支持する発見である。

### 3. オボロヅキの調査結果と対応策について

オボロヅキについて「貴重種・重要種に相当する種と同等の扱いをする」という事業者見解を支持する。

今回の事業者報告書に図示されたツキガイ科貝類は、写真を見るかぎりカブラツキガイと考えられ、今回の研究・調査の進展に期待する。

### 4. スイショウガイの調査結果と対応策について

事業者調査によって、埋立計画地及び埋立泊地からスイショウガイの個体群が確認されたことは、生物学的・特に生物地理学的及び保全生物学的に重要な成果である。

事業者対応策では「スイショウガイは従来普通種で分布も広域であり、種の希少性に関しては問題になる種ではないと考えられる」として、貴重種・重要種に相当しないと判断している。この見解は以下の諸点で、認識の過誤を含んでいると指摘される。A：スイショウガイはインド・太平洋に広く分布する種である。日本では房総半島以南から分布記録があるが、日本本土の個体群については近年の確実な生息記録がない。奄美大島以南では現在も生息が確認されている。広域分布種であるが、日本列島周辺・南西諸島の個体群は、分布北限の個体群であり、このような分布辺縁の個体群は生物生理学・進化生物学・保全生物学上・重要視されるのが通常的な判断である。B：WWF ジャパンのレッドデータブック（和田ほか、1996）では「内湾奥の干

潟泥底に棲むが、近年の開発で減少している」として「危険」と評価されている。C：琉球列島では、沖縄島と西表島にしか生息地がない。沖縄島では現在、羽地内海と泡瀬でしか生息が確認されていない。当然、中城湾全体でも泡瀬でしか生息が確認されていない。すなわち、スイショウガイの琉球列島の個体群は生息域がごく限定されている。以上の理由から、泡瀬のスイショウガイ個体群は保全すべきものであることが明らかである。

スイショウガイは、埋立計画地及び埋立泊地内でしか生息が確認されておらず、工事によって個体群が消滅する可能性は極めて高い。これは上述したように、日本・琉球列島・沖縄島・中城湾において、重要な生息分布域の喪失を意味するものである。したがって、個体群・生息地の保全のためには工事計画の見直しが必要であると指摘される。

## 5. 全体的な評価

事業者調査は非常に詳細で科学的なものであり、事業に係る環境保全対策の一環として高く評価される。事業者調査によって明らかになった、オキナワヤワラガニ・ニライカナイゴウナ・スイショウガイの生息状況（分布域・生物量・生息環境等）の詳細は、埋立計画地周辺の自然環境の重要性・貴重性を強く支持するものである。また、その生息状況からは埋立計画が各種の個体群の存続にとって大きな脅威になることが示唆された。これは生物学的に疑いようのない結論であると強調しておきたい。

埋立計画地を含む泡瀬海域の重要性・貴重性は、今回の事業者調査によって強く支持され、特に埋立計画地周辺の生態系の貴重性が非常に明確になったと考えられる。

以上の観点から、事業者及び生態系保全に関わる国内諸機関（環境省及び地方自治体）は、事業者調査に示された泡瀬の埋立地周辺の生態系の貴重性に再度剋目し、その自然環境の保全にいっそうの努力をすべきであると指摘される。